

令和5年9月6日
北沢総合支所保健福祉センター
健康づくり課

議会の委任による専決処分の報告
(郵便物の後納料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 判明日 令和5年5月1日(月)

(2) 相手方 日本郵便株式会社

(3) 事故内容 北沢健康づくり課より発送する郵便物について、郵便料金を後納支払いとしている。4月10日に令和5年3月分請求書を相手方より受理し、4月28日の支払い期限までに支払うこととなっていたところ、担当職員が支払い手続きを行っていなかったことが5月1日に判明した。

2 事後の対応

事故判明後、令和5年3月分請求額(119,249円)について、5月2日に相手方への支払いを完了した。

3 損害賠償額

142円

(支払期限日の翌日の4月29日から支払いが完了した日の前日5月1日までの3日間に年14.5パーセントの割合で計算した遅延損害金)

4 専決処分日

令和5年6月27日